

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月21日
【届出者の氏名又は名称】	リテールインベストメントカンパニー合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区北青山二丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目5番1号
【電話番号】	(03)3497-4484
【事務連絡者氏名】	職務執行者 細見 研介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	リテールインベストメントカンパニー合同会社 (東京都港区北青山二丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、リテールインベストメントカンパニー合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ファミリーマートをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものですが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員及び取締役も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人並びにその役員及び取締役に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

(注11) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

(注12) 公開買付者、公開買付者の親会社のファイナンシャル・アドバイザー、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本

の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14 e - 5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月9日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、伊藤忠商事株式会社が、伊藤忠リテールインベストメント合同会社から、2020年7月21日付で、対象者株式43,521,600株の交付を受けたこと、対象者が2020年7月15日付で第40期第1四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）に係る四半期報告書を提出したこと、及び記載事項の一部に不足や誤記があったことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本出資払戻契約

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

所有株券等の数

4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

公開買付届出書の添付書類

1 . 2020年7月9日付公開買付開始公告

2 . 府令第13条第1項第12号の規定による書面

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、2020年3月18日に設立された、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）及び東京センチュリー株式会社（以下「東京センチュリー」といいます。）がそれぞれ99%、1%を出資する合同会社です。本書提出日現在、公開買付者は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有しておりませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、本書提出日現在、対象者株式210,029,184株（所有割合（注1）：41.50%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）を、また、伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社（以下「IRI」といい、伊藤忠商事と合わせて「伊藤忠商事ら」といいます。）は、本書提出日現在、対象者株式43,521,600株（所有割合：8.60%）を所有しており、伊藤忠商事らは対象者株式を合計で253,550,784株（所有割合：50.10%）所有し、伊藤忠商事は対象者を連結子会社としております。また、東京センチュリーは、本書提出日現在、対象者株式を22,792株（所有割合：0.00%）所有しております。

< 中略 >

公開買付者は、対象者株式（伊藤忠商事らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を対象者株式1株当たり2,300円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、対象者の株主を伊藤忠商事及び公開買付者の全部又は一部のみとする非公開化を目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されます。なお、IRIは、IRIと伊藤忠商事との間の2020年7月8日付の出資の払戻し等に関する契約（以下「本出資払戻契約」といいます。）に従い、2020年7月21日、伊藤忠商事からIRIに対する出資の一部（注2）の払戻しにより、所有する対象者株式の全て（43,521,600株（所有割合：8.60%））を伊藤忠商事に交付する予定です（スキーム概要は後記「（本取引のスキーム図）」をご参照ください。）（注3）・（注4）。

< 中略 >

（注2） 具体的には、IRIから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしますが、当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はIRIに対していかなる対価も支払いません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、IRIは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、IRIは出資の払戻しの時点（2020年7月21日）における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円（百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額について同じとします。）を119,970百万円（百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額の減少額について同じとします。）を減少させることにより、31百万円に減少させます。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額（119,970百万円）は、上記の会社法上の規制を踏まえて、IRIが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本書提出日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円（小数点以下第三位を四捨五入。）ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がIRIに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がIRIに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がIRIに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。IRIの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のIRIに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることへの対価として伊藤忠商事がIRIに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではありません。詳細は、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び後記「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」をご参照ください。

(注3) <中略>しかし、以下に述べるとおり、本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するI R Iが合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有するという実態には変更がないにもかかわらず、会計・税務上の影響が伊藤忠商事又はI R Iに生じるという事態は避ける必要があることから、I R Iから伊藤忠商事に対する対象者株式43,521,600株の交付を行います。本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するI R Iが合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有するという実態に変更がないことを、具体的に説明すると以下のとおりです。すなわち、()本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式(253,550,784株)に係る所有割合は50.10%であるところ、() (a)本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実施後における伊藤忠商事及び公開買付者(本取引後対象者株式譲渡等の実行後においては、伊藤忠商事が公開買付者の持分の全てを所有)が所有することとなる対象者株式の割合(約94.70%)から、(b)本取引によって伊藤忠商事が追加的に直接又は間接に取得することとなる対象者株式の割合約44.60%を控除すると約50.10%となり、本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するI R Iが合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有するという実態に変更はありません。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、2020年3月18日に設立された、伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)及び東京センチュリー株式会社(以下「東京センチュリー」といいます。)がそれぞれ99%、1%を出資する合同会社です。本書提出日現在、公開買付者は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部(以下「東証一部」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を所有しておりませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、本書提出日現在、対象者株式210,029,184株(所有割合(注1):41.50%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)を、また、伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社(以下「IRI」といい、伊藤忠商事と合わせて「伊藤忠商事ら」といいます。)は、本書提出日現在、対象者株式43,521,600株(所有割合:8.60%)を所有しており、伊藤忠商事らは対象者株式を合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)所有してあります。伊藤忠商事は、2020年7月21日、IRIから対象者株式43,521,600株の交付を受け、2020年7月21日現在、対象者株式253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有しており、伊藤忠商事は対象者を連結子会社としております。なお、IRIは、2020年7月21日現在、対象者株式を所有しておりません。また、東京センチュリーは、本書提出日現在、対象者株式を22,792株(所有割合:0.00%)所有してあります。

<中略>

公開買付者は、対象者株式(伊藤忠商事らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得するため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を対象者株式1株当たり2,300円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、対象者の株主を伊藤忠商事及び公開買付者の全部又は一部のみとする非公開化を目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として実施されます。なお、IRIは、IRIと伊藤忠商事との間の2020年7月8日付の出資の払戻し等に関する契約(以下「本出資払戻契約」といいます。)に従い、2020年7月21日、伊藤忠商事からIRIに対する出資の一部(注2)の払戻しにより、所有する対象者株式の全て(43,521,600株(所有割合:8.60%))を伊藤忠商事に交付いたしました(スキーム概要は後記「(本取引のスキーム図)」をご参照ください。)(注3)・(注4)。

<中略>

(注2) 具体的には、IRIから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしました。当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はIRIに対していかなる対価も支払っておりません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、IRIは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、IRIは出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円(百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額について同じとします。)を119,970百万円(百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額の減少額について同じとします。)減少させることにより、31百万円に減少させました。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額(119,970百万円)は、上記の会社法上の規制を踏まえて、IRIが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本書提出日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円(小数点以下第三位を四捨五入。)ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がIRIに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がIRIに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がIRIに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。IRIの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のIRIに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がIRIに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではありません。詳細は、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び後記「第3公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」をご参照ください。

(注3) <中略>しかし、以下に述べるとおり、本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するIRIが合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有するという実態には変更がないにもかかわらず、会計・税務上の影響が伊藤忠商事又

はI R Iに生じるという事態は避ける必要があることから、I R Iから伊藤忠商事に対する対象者株式43,521,600株の交付を行いました。本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するI R Iが合計で253,550,784株（所有割合：50.10%）を所有するという実態に変更がないことを、具体的に説明すると以下のとおりです。すなわち、（ ）本書提出日現在、伊藤忠商事らが所有する対象者株式（253,550,784株）に係る所有割合は50.10%であるところ、（ ）(a)本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実施後における伊藤忠商事及び公開買付者（本取引後対象者株式譲渡等の実行後においては、伊藤忠商事が公開買付者の持分の全てを所有）が所有することとなる対象者株式の割合（約94.70%）から、(b)本取引によって伊藤忠商事が追加的に直接又は間接に取得することとなる対象者株式の割合約44.60%を控除すると約50.10%となり、本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するI R Iが合計で253,550,784株（所有割合：50.10%）を所有するという実態に変更はありません。

< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

これに対して、伊藤忠商事及び公開買付者は、2020年5月26日に対象者の要請により面談を行い、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が対象者の事業に与える影響に関する対象者の考え方についてヒアリングを行い、2020年6月5日に対象者から、ファイナンシャル・アドバイザーによる財務的見地からの助言とそれに基づく協議に加え、直近株価及び一定期間の平均株価に対するプレミアム水準及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が出る前の株価水準等を総合的に勘案した結果、5月14日付提案における提案価格である2,200円は承服できず、本公開買付価格の引き上げを要請するとの回答を受けました。

< 中略 >

伊藤忠商事及び公開買付者は、かかる要請を受けて、2020年6月26日、対象者に対して、買付予定数の下限を50,114,060株(所有割合:9.90%)と設定することを提案し、買付予定数の下限を50,114,060株(所有割合:9.90%)と設定する根拠について説明いたしました。

< 中略 >

具体的には、対象者は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2020年2月17日に伊藤忠商事から初期的提案書を受領した直後の同月19日付の対象者取締役会の書面決議により、対象者の社外取締役である伊澤正氏、高岡美佳氏、関根近子氏の3名から構成される特別委員会(当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。)を設置し、特別委員会に対し、(a)対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)対象者の一般株主の皆様を利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断した上で、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者の一般株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、対象者取締役会における本公開買付けについての決定が、対象者の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下 と を合わせて「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点についての意見を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

これに対して、伊藤忠商事及び公開買付者は、2020年5月26日に対象者の要請により面談を行い、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が対象者の事業に与える影響に関する伊藤忠商事及び公開買付者の考え方についてヒアリングを受け、2020年6月5日に対象者から、ファイナンシャル・アドバイザーによる財務的見地からの助言とそれに基づく協議に加え、直近株価及び一定期間の平均株価に対するプレミアム水準及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が出る前の株価水準等を総合的に勘案した結果、5月14日付提案における提案価格である2,200円は承服できず、本公開買付価格の引き上げを要請するとの回答を受けました。

<中略>

伊藤忠商事及び公開買付者は、かかる要請を受けて、2020年6月26日、対象者に対して、買付予定数の下限を50,114,060株（所有割合：9.90%）と設定することを提案し、2020年6月29日、買付予定数の下限を50,114,060株（所有割合：9.90%）と設定する根拠について説明いたしました。

<中略>

具体的には、対象者は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2020年2月17日に伊藤忠商事から初期的提案書を受領した直後の同月19日付の対象者取締役会の書面決議により、対象者の社外取締役である伊澤正氏、高岡美佳氏、関根近子氏の3名から構成される特別委員会（当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。)を設置し、特別委員会に対し、(a)対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)対象者の一般株主の皆様利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断した上で、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の一般株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下 と を合わせて「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての意見を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

<後略>

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本出資払戻契約

(訂正前)

伊藤忠商事は、I R Iとの間で、2020年7月8日、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、出資の払戻しの時点（2020年7月21日）における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させ、I R Iから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付することを合意しております。伊藤忠商事が、I R Iから当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はI R Iに対していかなる対価も支払いません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、I R Iは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、I R Iは出資の払戻しの時点（2020年7月21日）における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより、31百万円に減少させます。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額（119,970百万円）は、上記の会社法上の規制を踏まえて、I R Iが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本書提出日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円（小数点以下第3位第三位を四捨五入。）ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がI R Iに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がI R Iに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がI R Iに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。I R Iの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のI R Iに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がI R Iに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付けと合致しないことは、公開買付価格の均一性の趣旨（法第27条の2第3項）に反するものではありません。

(訂正後)

伊藤忠商事は、I R Iとの間で、2020年7月8日、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、出資の払戻しの時点（2020年7月21日）における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより31百万円に減少させ、I R Iから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付することを合意しております。当該契約に基づき、2020年7月21日、I R Iは伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしました。I R Iから当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はI R Iに対していかなる対価も支払っておりません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、I R Iは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、I R Iは出資の払戻しの時点（2020年7月21日）における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより、31百万円に減少させました。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額（119,970百万円）は、上記の会社法上の規制を踏まえて、I R Iが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本書提出日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円（小数点以下第三位を四捨五入。）ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がI R Iに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がI R Iに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がI R Iに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。I R Iの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のI R Iに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がI R Iに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性の趣旨（法第27条の2第3項）に反するものではありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

<p>算定の経緯</p>	<p style="text-align: center;"><前略></p> <p>また、特別委員会は、対象者が本取引のために事業計画を作成するにあたり、事前に対象者から作成方針について説明を受け、また、その作成過程においても、複数回、事業計画案の内容、重要な前提条件及び進捗状況等について説明を受けるとともに、PwCから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしているとのことです。その上で、上記「(3)算定に関する事項」の「対象者における独立した第三者評価機関からの株式価値算定書の取得」及び「特別委員会における独立した第三者評価機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、PwC及びメリルリンチ日本証券は、対象者が作成した2021年2月期第2四半期から2025年2月期の事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、特別委員会は、PwCからPwCが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件(DCF分析又はDCF方式における割引率の計算根拠及び類似会社比較分析又は類似会社比準方式法における類似会社の選定理由を含むとのことです。)(以下「算定方法等」と総称します。))について説明を受け、また、特別委員会からの要請に基づく対象者の依頼によりメリルリンチ日本証券から受けたメリルリンチ日本証券が実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法等についての説明も踏まえて、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(訂正後)

算定の経緯	<p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>また、特別委員会は、対象者が本取引のために事業計画を作成するにあたり、事前に対象者から作成方針について説明を受け、また、その作成過程においても、複数回、事業計画案の内容、重要な前提条件及び進捗状況等について説明を受けるとともに、PwCから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしているとのことです。その上で、上記「(3) 算定に関する事項」の「<u>対象者における独立した第三者評価機関からの株式価値算定書の取得</u>」及び「<u>特別委員会における独立した第三者評価機関からの株式価値算定書の取得</u>」に記載のとおり、PwC及びメリルリンチ日本証券は、対象者が作成した2021年2月期第2四半期から2025年2月期の事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、特別委員会は、PwCからPwCが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件(DCF分析又はDCF方式における割引率の計算根拠及び類似会社比較分析又は類似会社比準方式法における類似会社の選定理由を含むとのことです。)(以下「算定方法等」と総称します。))について説明を受け、また、特別委員会からの要請に基づく対象者の依頼によりメリルリンチ日本証券から受けたメリルリンチ日本証券が実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法等についての説明も踏まえて、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。</p> <p><u>また、特別委員会は、対象者がメリルリンチ日本証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて決定した、公開買付者からできる限り有利な取引条件を引き出すために、相互に独立した当事者間のM&Aで行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む本取引に係る交渉方針について、対象者から事前に説明を受け、また、PwCから受けた財務的見地からの助言も踏まえ、その内容を審議・検討した上で、承認を行うとともに、2020年3月2日に伊藤忠商事より本公開買付価格を1株当たり2,600円とする最初の提案を受領して以降、対象者が伊藤忠商事から価格提案を受領する都度、対象者から適時にその内容について報告を受け、対象者がメリルリンチ日本証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえた対象者の見解を聴取するとともに、PwCから受けた財務的見地からの助言も踏まえてその内容を審議・検討した上で、伊藤忠商事に対して本公開買付価格のさらなる引上げを要請すべき旨、及び、その際、本取引によるシナジーを十分に反映した価格を提示するよう要請すべき旨を対象者に指示・要請する等、対象者と伊藤忠商事との間の本公開買付価格に関する協議・交渉過程において中心的な位置付けで関与し、その結果、対象者は7月2日に公開買付者より本公開買付価格を1株当たり2,300円とするを含む最終提案を受けるに至っているとのことです。</u></p> <p>さらに、特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、複数回、対象者が開示又は提出予定の本公開買付けに係る対象者開示及び意見表明報告書の各ドラフトの内容について説明を受け、中村・角田・松本法律事務所から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,525,572
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月9日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月9日現在)(個)(g)	2,100,518
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年2月29日現在)(個)(j)	5,053,977
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	49.97
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	91.53

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年2月29日現在)(個)(j)」は、対象者有価証券報告書に記載された2020年2月29日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、表中に記載の数式によって計算しておりますが、前記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び後記「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」に記載のとおり、本出資払戻契約に従って、伊藤忠商事がI R Iの所有する対象者株式の交付を受けると、買付け等を行った後における株券等所有割合は100.00%になる予定です。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,525,572
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月9日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月21日現在)(個)(g)	2,535,734
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年2月29日現在)(個)(j)	5,053,977
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	49.90
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月21日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年2月29日現在)(個)(j)」は、対象者有価証券報告書に記載された2020年2月29日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2020年2月29日現在の発行済株式総数(506,849,252株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(741,180株)を控除した株式数(506,108,072株)に係る議決権の数(5,061,080個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 東京センチュリーが所有する対象者株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」(2,525,572個)に、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年7月21日現在)(個)(g)」(2,535,734個)から東京センチュリーの所有する対象者株式(22,792株)に係る議決権の数(227個)を控除した数(2,535,507個)を加えた数(5,061,079個)を分子として計算しております。前記「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び後記「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」に記載のとおり、本出資払戻契約に従って、伊藤忠商事がIRIの所有する対象者株式の交付を受けたため、買付け等を行った後における株券等所有割合は100.00%になりました。

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	580,881,762,400
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	640,000,000
その他(c)	<u>20,000,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>581,541,762,400</u>

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	580,881,762,400
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	640,000,000
その他(c)	<u>35,000,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>581,556,762,400</u>

< 後略 >

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2020年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,100,518 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,100,518		
所有株券等の合計数	2,100,518		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(2020年7月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,535,734 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,535,734		
所有株券等の合計数	2,535,734		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2020年 7 月 9 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	2,100,518 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,100,518		
所有株券等の合計数	2,100,518		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(訂正後)

(2020年 7 月 21 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	2,535,734 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,535,734		
所有株券等の合計数	2,535,734		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【所有株券等の数】

(訂正前)

伊藤忠商事株式会社

(2020年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,100,291(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,100,291		
所有株券等の合計数	2,100,291		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 伊藤忠商事は、IRIとの間で、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させ、伊藤忠商事は、IRIから対象者株式43,521,600株の交付を受けます。当該交付を受けた後における、伊藤忠商事の所有する株券の数及び所有株券等の合計数は2,535,507個となります。詳細は、「第1 公開買付要項」の「(1)本公開買付けの概要」及び「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

伊藤忠商事株式会社

(2020年7月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,535,507(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2,535,507		
所有株券等の合計数	2,535,507		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 伊藤忠商事は、IRIとの間で、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより31百万円に減少させ、伊藤忠商事は、2020年7月21日、IRIから対象者株式43,521,600株の交付を受けました。当該交付を受けた後における、伊藤忠商事の所有する株券の数及び所有株券等の合計数は2,535,507個となりました。詳細は、「第1 公開買付要項」の「(1)本公開買付けの概要」及び「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」をご参照ください。

<後略>

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

(訂正前)

伊藤忠商事は、I R Iとの間で、2020年7月8日、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円(百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額の減少額について同じとします。)減少させ、I R Iから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたします。伊藤忠商事は、I R Iから当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はI R Iに対していかなる対価も支払いません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、I R Iは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、I R Iは出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより、31百万円に減少させます。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額(119,970百万円)は、上記の会社法上の規制を踏まえて、I R Iが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本書提出日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円(小数点以下第三位を四捨五入。)ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がI R Iに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がI R Iに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がI R Iに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。I R Iの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のI R Iに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がI R Iに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付けと合致しないことは、公開買付価格の均一性の趣旨(法第27条の2第3項)に反するものではありません。

(訂正後)

伊藤忠商事は、I R Iとの間で、2020年7月8日、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円(百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額の減少額について同じとします。)減少させることにより31百万円に減少させ、I R Iから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしました。伊藤忠商事は、I R Iから当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はI R Iに対していかなる対価も支払っておりません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、I R Iは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、I R Iは出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより、31百万円に減少させました。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額(119,970百万円)は、上記の会社法上の規制を踏まえて、I R Iが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本書提出日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円(小数点以下第三位を四捨五入。)ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がI R Iに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がI R Iに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がI R Iに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。I R Iの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のI R Iに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がI R Iに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性の趣旨(法第27条の2第3項)に反するものではありません。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第40期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日) 2020年7月15日関東財務局長に
提出予定

(訂正後)

事業年度 第40期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日) 2020年7月15日関東財務局長に
提出

公開買付届出書の添付書類

1. 2020年7月9日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、2020年3月18日に設立された、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）及び東京センチュリー株式会社（以下「東京センチュリー」といいます。）がそれぞれ99%、1%を出資する合同会社です。本公告日現在、公開買付者は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している株式会社ファミリーマート（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有していませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、本公告日現在、対象者株式210,029,184株（所有割合（注1）：41.50%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）を、また、伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社（以下「IRI」といい、伊藤忠商事と合わせて「伊藤忠商事ら」といいます。）は、本公告日現在、対象者株式43,521,600株（所有割合：8.60%）を所有しており、伊藤忠商事らは対象者株式を合計で253,550,784株（所有割合：50.10%）所有し、伊藤忠商事は対象者を連結子会社としております。また、東京センチュリーは、本公告日現在、対象者株式を22,792株（所有割合：0.00%）所有しております。

< 中略 >

公開買付者は、対象者株式（伊藤忠商事らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を対象者株式1株当たり2,300円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、対象者の株主を伊藤忠商事及び公開買付者の全部又は一部のみとする非公開化を目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されます。なお、IRIは、IRIと伊藤忠商事との間の2020年7月8日付の出資の払戻し等に関する契約（以下「本出資払戻契約」といいます。）に従い、2020年7月21日、伊藤忠商事からIRIに対する出資の一部（注2）の払戻しにより、所有する対象者株式の全て（43,521,600株（所有割合：8.60%））を伊藤忠商事に交付する予定です（スキーム概要は後記「（本取引のスキーム図）」をご参照ください。）（注3）・（注4）。

< 中略 >

（注2） 具体的には、IRIから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしますが、当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はIRIに対していかなる対価も支払いません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、IRIは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、IRIは出資の払戻しの時点（2020年7月21日）における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円（百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額について同じとします。）を119,970百万円（百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額の減少額について同じとします。）減少させることにより、31百万円に減少させます。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額（119,970百万円）は、上記の会社法上の規制を踏まえて、IRIが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本公告日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円（小数点以下第三位を四捨五入。）ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がIRIに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がIRIに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がIRIに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。IRIの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のIRIに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がIRIに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではありません。詳細は、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所

有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」をご参照ください。

- (注3) <中略>しかし、以下に述べるとおり、本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するI R Iが合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有するという実態には変更がないにもかかわらず、会計・税務上の影響が伊藤忠商事又はI R Iに生じるという事態は避ける必要があることから、I R Iから伊藤忠商事に対する対象者株式43,521,600株の交付を行います。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、2020年3月18日に設立された、伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)及び東京センチュリー株式会社(以下「東京センチュリー」といいます。)がそれぞれ99%、1%を出資する合同会社です。本公告日現在、公開買付者は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部(以下「東証一部」といいます。)に上場している株式会社ファミリーマート(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を所有していませんが、公開買付者の親会社である伊藤忠商事は、本公告日現在、対象者株式210,029,184株(所有割合(注1):41.50%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)を、また、伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠リテールインベストメント合同会社(以下「IRI」といい、伊藤忠商事と合わせて「伊藤忠商事ら」といいます。)は、本公告日現在、対象者株式43,521,600株(所有割合:8.60%)を所有しており、伊藤忠商事らは対象者株式を合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)所有してありました。伊藤忠商事は、2020年7月21日、IRIから対象者株式43,521,600株の交付を受け、2020年7月21日現在、対象者株式253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有しており、伊藤忠商事は対象者を連結子会社としております。なお、IRIは、2020年7月21日現在、対象者株式を所有していません。また、東京センチュリーは、本公告日現在、対象者株式を22,792株(所有割合:0.00%)所有してあります。

<中略>

公開買付者は、対象者株式(伊藤忠商事らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得するため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を対象者株式1株当たり2,300円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、対象者の株主を伊藤忠商事及び公開買付者の全部又は一部のみとする非公開化を目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として実施されます。なお、IRIは、IRIと伊藤忠商事との間の2020年7月8日付の出資の払戻し等に関する契約(以下「本出資払戻契約」といいます。)に従い、2020年7月21日、伊藤忠商事からIRIに対する出資の一部(注2)の払戻しにより、所有する対象者株式の全て(43,521,600株(所有割合:8.60%))を伊藤忠商事に交付いたしました(スキーム概要は後記「(本取引のスキーム図)」をご参照ください。)(注3)・(注4)。

<中略>

(注2) 具体的には、IRIから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしました。当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はIRIに対していかなる対価も支払っておりません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、IRIは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、IRIは出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円(百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額について同じとします。)を119,970百万円(百万円未満を四捨五入。以下、伊藤忠商事の出資の価額の減少額について同じとします。)減少させることにより、31百万円に減少させました。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額(119,970百万円)は、上記の会社法上の規制を踏まえて、IRIが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本公告日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円(小数点以下第三位を四捨五入。)ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がIRIに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がIRIに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がIRIに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。IRIの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のIRIに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がIRIに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をIRIから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではありません。詳細は、後記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び本公開買付けに係る公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」をご参照ください。

(注3) <中略>しかし、以下に述べるとおり、本取引及び本取引後対象者株式譲渡等の実行の前後を通じて、伊藤忠商事及び伊藤忠商事がその持分の全てを所有するIRIが合計で253,550,784株(所有割合:50.10%)を所有するという実態には変更がないにもかかわらず、会計・税務上の影響が伊藤忠商事又

はIRIに生じるという事態は避ける必要があることから、IRIから伊藤忠商事に対する対象者株式43,521,600株の交付を行いました。

<後略>

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

<前略>

これに対して、伊藤忠商事及び公開買付者は、2020年5月26日に対象者の要請により面談を行い、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が対象者の事業に与える影響に関する伊藤忠商事及び公開買付者の考え方についてヒアリングを行い、2020年6月5日に対象者から、ファイナンシャル・アドバイザーによる財務的見地からの助言とそれに基づく協議に加え、直近株価及び一定期間の平均株価に対するプレミアム水準及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が出る前の株価水準等を総合的に勘案した結果、5月14日付提案における提案価格である2,200円は承服できず、本公開買付価格の引き上げを要請するとの回答を受けました。

<中略>

伊藤忠商事及び公開買付者は、かかる要請を受けて、2020年6月26日、対象者に対して、買付予定数の下限を50,114,060株（所有割合：9.90%）と設定することを対象者に対して提案いたしました。対象者は、2020年6月29日、買付予定数の下限を50,114,060株（所有割合：9.90%）と設定する根拠について説明いたしました。

<中略>

具体的には、対象者は、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2020年2月17日に伊藤忠商事から初期的提案書を受領した直後の同月19日付の対象者取締役会の書面決議により、対象者の社外取締役である伊澤正氏、高岡美佳氏、関根近子氏の3名から構成される特別委員会（当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）を設置し、特別委員会に対し、(a)対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)対象者の一般株主の皆様利益をを図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断した上で、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者の一般株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、対象者取締役会における本公開買付けについての決定が、対象者の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下 と を合わせて「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての意見を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

これに対して、伊藤忠商事及び公開買付者は、2020年5月26日に対象者の要請により面談を行い、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が対象者の事業に与える影響に関する伊藤忠商事及び公開買付者の考え方についてヒアリングを受け、2020年6月5日に対象者から、ファイナンシャル・アドバイザーによる財務的見地からの助言とそれに基づく協議に加え、直近株価及び一定期間の平均株価に対するプレミアム水準及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が出る前の株価水準等を総合的に勘案した結果、5月14日付提案における提案価格である2,200円は承服できず、本公開買付価格の引き上げを要請するとの回答を受けました。

<中略>

伊藤忠商事及び公開買付者は、かかる要請を受けて、2020年6月26日、対象者に対して、買付予定数の下限を50,114,060株(所有割合:9.90%)と設定することを対象者に対して提案し、2020年6月29日、買付予定数の下限を50,114,060株(所有割合:9.90%)と設定する根拠について説明いたしました。

<中略>

具体的には、対象者は、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2020年2月17日に伊藤忠商事から初期的提案書を受領した直後の同月19日付の対象者取締役会の書面決議により、対象者の社外取締役である伊澤正氏、高岡美佳氏、関根近子氏の3名から構成される特別委員会(当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。)を設置し、特別委員会に対し、(a)対象者の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)対象者の一般株主の皆様を利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断した上で、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者の一般株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下 と を合わせて「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点についての意見を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

<後略>

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本出資払戻契約

(訂正前)

伊藤忠商事は、I R Iとの間で、2020年7月8日、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより31百万円に減少させ、I R Iから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付することを合意しております。伊藤忠商事が、I R Iから当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はI R Iに対していかなる対価も支払いません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、I R Iは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、I R Iは出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより、31百万円に減少させます。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額(119,970百万円)は、上記の会社法上の規制を踏まえて、I R Iが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本公告日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円(小数点以下第三位を四捨五入。)ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がI R Iに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がI R Iに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がI R Iに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。I R Iの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のI R Iに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がI R Iに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付されることになる対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではありません。

(訂正後)

伊藤忠商事は、I R Iとの間で、2020年7月8日、本出資払戻契約を締結し、当該契約に基づき、出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより31百万円に減少させ、I R Iから伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付することを合意しております。当該契約に基づき、2020年7月21日、I R Iは伊藤忠商事に対して、対象者株式43,521,600株を交付いたしました。I R Iから当該交付を受けることに対して、伊藤忠商事はI R Iに対していかなる対価も支払っておりません。なお、合同会社が出資の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額は、会社法上、剰余金額又は出資の価額の減少額のいずれか少ない額を超えてはならないものとされているため、I R Iは対象者株式43,521,600株の伊藤忠商事への交付に際して、当該株式の帳簿価額以上の金額に相当する額について伊藤忠商事の出資の価額を減少させる必要があることを踏まえ、I R Iは出資の払戻しの時点(2020年7月21日)における伊藤忠商事の出資の価額120,001百万円を119,970百万円減少させることにより、31百万円に減少させました。かかる伊藤忠商事の出資の価額の減少額(119,970百万円)は、上記の会社法上の規制を踏まえて、I R Iが所有する対象者株式43,521,600株の同社における2020年7月8日現在の帳簿価額と同額としているものであり、本公告日現在における対象者株式の価値を勘案して決定された額ではなく、本公開買付価格とは無関係です。なお、この出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額は、2,756.56円(小数点以下第三位を四捨五入。)ですが、そもそも出資の価額は、伊藤忠商事がI R Iに過去に払い込んだ金銭等の額を意味する数値に過ぎず、当該数値を減少させることは、伊藤忠商事がI R Iに対して何らかの財産的価値を交付したことを意味せず、伊藤忠商事がI R Iに対する何らかの財産的価値を放棄したことも意味しません。I R Iの社員は伊藤忠商事のみであるため、上記の出資の価額の減少によって、伊藤忠商事のI R Iに対する持分割合が減少することはありません。このように、出資の価額の減少額は、対象者株式43,521,600株の交付を受けることの対価として伊藤忠商事がI R Iに対して交付する財産的価値を意味するものではなく、上記の会社法上の規制を遵守するために決定される数値に過ぎないため、出資の価額の減少額をI R Iから伊藤忠商事に対して交付された対象者株式43,521,600株で除した金額が本公開買付価格と合致しないことは、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではありません。

2. 公開買付けの内容

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数対象者の総株主等の議決権の数に占める割合

(訂正前)

49.97%

<後略>

(訂正後)

49.90%

<後略>

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

<前略>

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(2,100,518個)に基づき計算しております。なお、伊藤忠商事は、伊藤忠商事の完全子会社であるIRIから、IRIと伊藤忠商事との間の2020年7月8日付けの出資の払戻し等に関する契約に従い、2020年7月21日付で、伊藤忠商事からIRIに対する出資の一部の払戻しとして、所有する対象者株式43,521,600株(所有割合:8.60%)の交付を受ける予定です。当該払戻しが実行された場合、伊藤忠商事の所有する株券の数及び所有株券等の合計数は2,535,507個となります。

(訂正後)

<前略>

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、本公告日現在、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(2,100,518個)に基づき計算しております。なお、伊藤忠商事は、伊藤忠商事の完全子会社であるIRIから、IRIと伊藤忠商事との間の2020年7月8日付けの出資の払戻し等に関する契約に従い、2020年7月21日付で、伊藤忠商事からIRIに対する出資の一部の払戻しとして、所有する対象者株式43,521,600株(所有割合:8.60%)の交付を受けました。当該払戻しが実行されたため、伊藤忠商事の所有する対象者株式に係る議決権の数は2,535,507個となりました。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(訂正前)

公開買付者 49.90% 特別関係者 41.50% 合計 91.41%

(注1) 本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び本公開買付届出書「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」に記載のとおり、本出資払戻契約に従って、伊藤忠商事がIRIの所有する対象者株式の交付を受けると、買付け等を行った後における株券等所有割合は100.00%になる予定です。

(注2) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算においては、「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は加算していません。

(訂正後)

公開買付者 49.90% 特別関係者 41.50% 合計 91.40%

(注1) 本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本出資払戻契約」及び本公開買付届出書「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約」に記載のとおり、本出資払戻契約に従って、伊藤忠商事がI R Iの所有する対象者株式の交付を受けたため、買付け等を行った後における株券等所有割合は100.00%になります。

(注2) 本公開買付けにおいては、東京センチュリー¹の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算における「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、本公告日現在、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計(2,100,518個)から、東京センチュリー¹の所有する対象者株式(22,792株)に係る議決権の数(227個)を控除した数(2,100,291個)を分子として計算しております。

2. 府令第13条第1項第12号の規定による書面

対象者は、2020年7月15日に第40期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。